



## 水質検査結果書

有限会社コロン 御中

株式会社 M C エキス テック  
〒661-0976兵庫県尼崎市潮江Ⅱ丁目2番6号  
分析事業部 熊本分析センター  
〒869-0451熊本県宇土市北段原町230番地  
TEL 0964-22-4790 FAX 0964-23-5566  
環境計量証明事業所熊本県知事登録第46号  
水道法水質検査機関厚生労働省登録第246号  
建築物飲料水水質検査業登録熊本県宇保2水第1号

検査実施責任者 大平 賢治

御依頼を受けました試料について検査した結果を下記の通り証明します。

試料受付方法	弊社採取	試料受付年月日	2024年2月28日
試料名称	飲料水		
試料採取場所	—		
(試料採取年月日・時刻)	( 2024年2月28日 9時47分 )		
試料採取者	小林 圭太		
天候	晴		
気温(℃)	6.0	水温(℃)	18.0

検査の対象	単位	検査結果	基準値等	検査の方法	定量 下限値
一般細菌	個/mL	0	100	厚生労働省告示第261号 別表第1	0
大腸菌	—	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2	—
カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	0.003	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.0003
水銀及びその化合物	mg/L	ND	0.0005	厚生労働省告示第261号 別表第7	0.00005
セレン及びその化合物	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001
鉛及びその化合物	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001
六価クロム化合物	mg/L	ND	0.02	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.002
亜硝酸態窒素	mg/L	ND	0.04	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第12	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	10	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.1
フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.8	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.08
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.16	1.0	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.02
四塩化炭素	mg/L	ND	0.002	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.0002
1,4-ジオキサン	mg/L	ND	0.05	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	0.04	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.004
ジクロロメタン	mg/L	ND	0.02	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.002

備考 結果欄に「ND」と表記してある場合は、定量下限値未満を示す。  
上記検査項目については、水道法の水質基準に適合する。



検査の対象	単位	検査結果	基準値等	検査の方法	定量 下限値
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.001
トリクロロエチレン	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.001
ベンゼン	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.001
塩素酸	mg/L	ND	0.6	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.06
クロロ酢酸	mg/L	ND	0.02	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.002
クロロホルム	mg/L	ND	0.06	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.006
ジクロロ酢酸	mg/L	ND	0.03	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.003
ジブロモクロロメタン	mg/L	ND	0.1	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.01
臭素酸	mg/L	ND	0.01	厚生労働省告示第261号 別表第18	0.001
総トリハロメタン	mg/L	ND	0.1	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.01
トリクロロ酢酸	mg/L	ND	0.03	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.003
ブロモジクロロメタン	mg/L	ND	0.03	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.003
ブロモホルム	mg/L	ND	0.09	厚生労働省告示第261号 別表第14	0.009
ホルムアルデヒド	mg/L	ND	0.08	厚生労働省告示第261号 別表第19	0.008
亜鉛及びその化合物	mg/L	ND	1.0	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.1
アルミニウム及びその化合物	mg/L	ND	0.2	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.02
鉄及びその化合物	mg/L	ND	0.3	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.03
銅及びその化合物	mg/L	ND	1.0	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.1
ナトリウム及びその化合物	mg/L	11	200	厚生労働省告示第261号 別表第20	1.0
マンガン及びその化合物	mg/L	ND	0.05	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.005
塩化物イオン	mg/L	3	200	厚生労働省告示第261号 別表第13	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	300	厚生労働省告示第261号 別表第20	1
蒸発残留物	mg/L	100	500	厚生労働省告示第261号 別表第23	5
陰イオン界面活性剤	mg/L	ND	0.2	厚生労働省告示第261号 別表第24	0.02
ジオスミン	mg/L	ND	0.00001	厚生労働省告示第261号 別表第27の2	0.000001
2-メチルイソホルネオール	mg/L	ND	0.00001	厚生労働省告示第261号 別表第27の2	0.000001
非イオン界面活性剤	mg/L	ND	0.02	厚生労働省告示第261号 別表第28	0.005
フェノール類	mg/L	ND	0.005	厚生労働省告示第261号 別表第29	0.0005
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	ND	3	厚生労働省告示第261号 別表第30	0.3
pH値	pH/°C	7.3/20	5.8~8.6	厚生労働省告示第261号 別表第31	—
味	—	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第33	—
臭気	—	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表第34	—
色度	度	ND	5	厚生労働省告示第261号 別表第36	0.5
濁度	度	0.1	2	厚生労働省告示第261号 別表第41	0.1
(参考値) 残留塩素	mg/L	ND	—	厚生労働省告示第318号 別表第1	0.05

